

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>ハ 国内の金融機関（金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）</p> <p>二 ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）</p> <p>ロ イに準ずる指定国（日本国を除く。）の者（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）</p> <p>ハ 国内の金融機関（金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第百七十七条第一項第三号ハに規定する金融機関をいう。以下同じ。）</p> <p>二 ハに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）</p>

ホ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二

条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ヘ ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制

比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び

作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以

下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定

する子会社をいう。第三条第三項を除き、以下同じ。）とする

持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている

者に限る。）

チ トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制

比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ 国際機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資

保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発

銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資

銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための

国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同

じ。）

五〇七十六 （略）

ホ 銀行持株会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二

条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）

ヘ ホに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制

比率と類似の基準の適用を受けている会社に限る。）

ト 金融商品取引業者を子会社（連結財務諸表の用語、様式及び

作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以

下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一項第三号に規定

する子会社をいう。第三条第三項を除き、以下同じ。）とする

持株会社（自己資本規制比率と類似の基準の適用を受けている

者に限る。）

チ トに準ずる指定国（日本国を除く。）の会社（自己資本規制

比率と類似の基準の適用を受けている者に限る。）

リ 国際機関（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資

保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、歐州復興開発

銀行、米州開発銀行、歐州投資銀行、歐州投資基金、北欧投資

銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための

国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行をいう。以下同

じ。）

五〇七十六 （略）